

## 鈴鹿川流域地下水調査解析業務委託公募型プロポーザル募集要項

### 1 趣旨

鈴鹿市水道水源流域保全条例に基づく事前協議で活用する、鈴鹿川流域の地下水に関する資料を整備するとともに、水道水源流域保全に関する啓発資料を作成するため、地下水調査解析業務の受託候補者を次のとおり募集する。

### 2 業務概要

- (1) 委託業務名 鈴鹿川流域地下水調査解析業務委託
- (2) 履行期限 契約締結の日から令和9年3月10日まで
- (3) 対象流域  
鈴鹿市水道水源流域保全条例（平成18年鈴鹿市条例第6号）第2条第3号に規定する水道水源流域保全区域及び同条第4号に規定する水道水源流域特別保全区域
- (4) 業務内容
  - ア 資料収集整理
  - イ 水文地質踏査解析
  - ウ 総合水文地質解析
  - エ 後続調査計画立案
  - オ 現地調査
  - カ 地下水環境評価
  - キ 地下水流動解析
  - ク 報告書作成（収集資料、調査結果、解析結果、可視化資料、啓発資料等）
- (5) 委託料の上限額
  - ア 委託料の上限額 73,953,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
  - イ 上限額の内訳
    - 1年目 委託料 12,221,000円
    - 2年目及び3年目 委託料 61,732,000円

---

総合計 73,953,000円

なお、この金額は業務委託に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

### 3 受託候補者の選定方式

公募型プロポーザル方式

#### 4 スケジュール

項番	内 容	期 日
1	プロポーザル実施公告	令和 6 年 5 月 31 日 (金)
2	参加申込書の提出期間	令和 6 年 6 月 3 日 (月) から 令和 6 年 6 月 12 日 (水) まで
3	参加資格審査結果通知	令和 6 年 6 月 19 日 (水)
4	既存資料の閲覧期間及び企画提案書の作成に関する質問書の提出期間	令和 6 年 6 月 20 日 (木) から 令和 6 年 6 月 27 日 (木) まで
5	企画提案書の作成に関する質問書の回答期限	令和 6 年 7 月 5 日 (金)
6	企画提案書の提出期間	令和 6 年 6 月 21 日 (金) から 令和 6 年 7 月 19 日 (金) まで
7	第一次審査 (書類審査)	令和 6 年 8 月 1 日 (木)
8	第一次審査結果の通知	令和 6 年 8 月 2 日 (金)
9	第二次審査 (プレゼンテーション)	令和 6 年 8 月 9 日 (金)
10	第二次審査結果の通知	令和 6 年 8 月 30 日 (金)
11	契約内容の協議期間、契約締結	令和 6 年 9 月中旬予定

※説明会は開催しない。

## 5 参加資格要件

このプロポーザルに参加することができる者は、次の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 鈴鹿市入札参加資格者名簿（コンサル：地質調査）に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成 23 年鈴鹿市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (5) 鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成 11 年鈴鹿市告示第 148 号）に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注した、県又は市町村における広域を対象とした数値モデルによる地下水流動解析業務（以下「同種業務」という。）の実績を有していること。
- (8) 配置予定技術者が、次の要件を満たすこと。
  - ア 管理技術者は、総合技術監理部門「応用理学-地質」又は応用理学部門「地質」の技術士資格を有し、同種業務において、管理技術者として従事した実績を有すること。
  - イ 照査技術者は、総合技術監理部門「応用理学-地質」又は応用理学部門「地質」の技術士資格を有し、同種業務において、照査技術者又は管理技術者として従事した実績を有すること。
- (9) 単体企業であること。

## 6 参加申込み及び結果通知

参加申込み及び結果通知は、次の方法により行い、これ以外の方法による申込みは、受け付けない。

### (1) 提出書類

ア	参加申込書（第1号様式）
イ	事業者実績調書（第2号様式） ・同種業務の実績について記載すること。 ・記載した内容を証明する書類（テクリス）を添付すること。
ウ	会社概要 ・会社の設立年月日、所在地、資本金、事業内容、沿革等を証明することができる書類（会社概要のパンフレット等をいう。） ・納税証明書等の税の滞納が無いことを証明するものを添付すること。
エ	配置予定技術者実績調書（第3号様式） ・業務の実績は、同種業務について記載すること。 ・手持ちの業務については記載しなくてもよい。 ・記載した内容を証明する書類（テクリス、技術士資格及び雇用を証明する書類）を添付すること。

### (2) 提出部数

1部

### (3) 提出方法

ア 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法による郵送

イ 持参

### (4) 提出期間

令和6年6月3日（月）から同月12日（水）午後3時（必着）まで

ただし、持参による提出の場合は、鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年鈴鹿市条例第2号）第2条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）以外の日の午前9時から午後5時（令和6年6月12日（水）にあつては、午後3時）までとする。

### (5) 提出先

〒510-0253 鈴鹿市寺家町1170番地

鈴鹿市上下水道局 水道施設課 施設グループ（本館3階）

### (6) 結果通知

令和6年6月19日（水）に参加申込書に記載された電子メールアドレス宛てに審査結果を通知する。

## 7 既存資料の閲覧

- (1) 企画提案書の作成前に、下記の既存資料の閲覧ができる。  
(詳細な内訳は、別紙資料「既存資料一覧」を参照)
  - ア 水源井工事等の完成図書
  - イ 井戸能力調査報告書
  - ウ 水源井の運転記録データ (運転時間、水位、取水量)
  - エ 地下水調査資料
- (2) 閲覧場所  
鈴鹿市上下水道局 水道施設課 施設グループ  
住所 〒510-0253 鈴鹿市寺家町 1170 番地
- (3) 閲覧期間  
令和6年6月20日(木)から同月27日(木)午後5時まで  
ただし、休日以外の日午前9時から午後5時までとする。
- (4) 閲覧を希望する場合は、事前に、電話にて申込みをすること。  
申込先 鈴鹿市上下水道局 水道施設課 施設グループ  
電話番号 059-368-1679
- (5) 閲覧資料の持ち出しはできません。

## 8 企画提案書の作成に関する質問及び回答

企画提案書の作成に関する質問及び回答は、次の方法により行い、これ以外の方法による質問は、受け付けない。

- (1) 提出期間  
令和6年6月20日(木)から同月27日(木)午後3時(必着)まで
- (2) 提出方法  
質問書(第6号様式)を電子メール(件名「企画提案書に関する質問(事業者名)」)で送信し、送信後は、電話で到達確認を行うこと。
- (3) 送信先  
宛先 鈴鹿市上下水道局 水道施設課 施設グループ  
アドレス [suidoshisetsu@city.suzuka.lg.jp](mailto:suidoshisetsu@city.suzuka.lg.jp)  
電話番号 059-368-1679
- (4) 回答方法  
令和6年7月5日(金)までに鈴鹿市上下水道局のウェブサイトで公表するものとし、質問を行った者の名称等は、公表しない。

## 9 第一次審査（書類審査）

参加資格を有すると通知を受けた者（以下「参加事業者」という。）は、企画提案書を次のとおり提出すること。

### （1）提出書類

	項 目	様式	枚数又は ページ数制限
ア	表紙（企画提案書）	第7号 様式	1枚
イ	業務実施体制 ・配置予定の管理技術者、照査技術者を記載する。	第8号 様式	2ページ (1枚)以内
ウ	業務実施方針 ・全体的な業務の実施方針を作成し、実施フロー、工程、実施体制等について簡潔に記載する。	第9号 様式	6ページ (3枚)以内
エ	特定テーマ1に対する企画提案 ・「本市水道水源井の取水実態を精度よく把握するために特に重視すべき事項」について記載する。	第10号 様式	4ページ (2枚)以内
オ	特定テーマ2に対する企画提案 ・「調査対象地において現地調査を実施するにあたり特に重視すべき事項」について記載する。	第11号 様式	4ページ (2枚)以内
カ	特定テーマ3に対する企画提案 ・「調査成果を解析するにあたり特に重視すべき事項」について記載する。	第12号 様式	4ページ (2枚)以内
キ	特定テーマ4に対する企画提案 ・「水道水源井に流入する地下水を可視化するうえで特に重視すべき事項」について記載する。	第13号 様式	4ページ (2枚)以内

ク	可視化資料 1 ・可視化資料として、図で示したもの (鈴鹿市が対象の物でなくても可、架空の対 象地でも可)	任意様式	4 ページ (2 枚) 以内
ケ	可視化資料 2 ・三次元の動画データ (短時間で可、ファイ ル形式は、一般的に WindowsPC で再生可能 な形式 (MPEG, MP4, WMV 型式等) とする。) (鈴鹿市が対象の物でなくても可、架空の対 象地でも可)	CD 又は DVD	1 枚
コ	配置予定技術者実績調書 ・配置予定の管理技術者、照査技術者の資 格・実績・経験年数・手持ち業務について 記載する。	第 3 号様式	予定技術者 1 名につき 2 ペ ージ (1 枚) 以 内
サ	・総合技術監理部門「応用理学-地質」又は 応用理学部門「地質」の技術士資格保有者 20 名までの一覧、雇用及び資格を証明できる書 類の写し ・同種業務の実績について、2 件までの証明 できる書類の写し	任意様式	1 部
シ	参考見積書 ・第 2 項 (5)-ア 委託料の上限額以下とす ること。 ・数量、単価等積算根拠を明らかにすること。	任意様式	1 部 (積算内 訳を添付す ること)

(2) 提出部数

- ア 企画提案書 正本 1 部、副本 9 部 (紙媒体)
- イ 可視化資料 2 1 部 (CD 又は DVD)

(3) 提出方法

- ア 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法による郵送
- イ 持参

(4) 提出期間

令和 6 年 6 月 21 日 (金) から同年 7 月 19 日 (金) 午後 3 時 (必着) まで  
ただし、持参による提出の場合は、休日以外の日の午前 9 時から午後 5 時 (令  
和 6 年 7 月 19 日 (金) にあっては、午後 3 時) までとする。

(5) 提出先

宛先 〒510-0253 鈴鹿市寺家町 1170 番地  
鈴鹿市上下水道局 水道施設課 施設グループ（本館 3 階）

(6) 企画提案書の作成方法

ア 記載内容

鈴鹿川流域地下水調査解析業務委託公募型プロポーザル審査基準(以下「審査基準」という。)を踏まえ、(1) 提出書類の表に掲げる事項について記載すること。

イ その他注意事項

- (ア) 企画提案書には、目次を付し、各ページに通し番号を付すこと。
- (イ) 文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。必要に応じて図表を用いてもよいが、その際の文字サイズはこの限りでない。
- (ウ) 印刷は項目ごとに両面印刷を基本とし、モノクロ、カラーのどちらでもよい。
- (エ) 企画提案書等は日本産業規格 A4 判縦置き横書き左とじとし、図表等で A3 判を使用する場合は、折とじとすること。
- (オ) 副本は、写し可とする。
- (カ) 提案書は、提案者 1 者につき 1 案とすること。
- (キ) 提案書に記載された内容は、見積金額の中で実現を約束したものとみなす。

10 参加辞退

第 6 項による参加申込後に辞退を希望する場合は、参加辞退届（第 5 号様式）を次のとおり提出することとし、これ以外の方法による辞退は受け付けない。なお、辞退することによりその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出方法

- ア 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法による郵送
- イ 持参

(2) 提出期間

第 6 項による参加申込後、企画提案書の提出期限である令和 6 年 7 月 19 日（金）午後 3 時まで、随時受け付ける。

ただし、持参による提出の場合は、休日以外の日（金）の午前 9 時から午後 5 時（令和 6 年 7 月 19 日（金））にあつては、午後 3 時）までとする。

(3) 提出先

宛先 〒510-0253 鈴鹿市寺家町 1170 番地  
鈴鹿市上下水道局 水道施設課 施設グループ（本館 3 階）



## 1 1 第二次審査（プレゼンテーション審査）

### （1）審査日及び場所

審査日 令和6年8月9日（金）

場所 鈴鹿市上下水道局

なお、詳細については、参加資格選定結果通知に記載する。

また当日、出席者報告書（第15号様式）を持参し、プレゼンテーション準備の間に提出すること。

### （2）実施時間

ア 準備 約10分

イ プレゼンテーション 20分

ウ 質疑応答 15分

### （3）実施方法

自由形式とする。テレビモニター（65V型）、HDMIケーブル及び電源タップは、鈴鹿市上下水道局が用意するが、これら以外の電子機器を用いる場合は、提案者が用意すること。

### （4）プレゼンテーション資料

プレゼンテーションに用いることができる資料は、企画提案書として提出した資料に限るものとする。

### （5）出席人数

提案書の内容を熟知している者4名以内とし、プレゼンテーションは配置予定技術者が行うものとする。

## 1 2 選定方法及び結果通知

### （1）選定方法

鈴鹿川流域地下水調査解析業務受託候補者選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、審査基準に基づき受託候補者を選定する。

### （2）結果通知

ア 第一次審査は令和6年8月2日（金）に、第二次審査は同月30日（金）に企画提案書に記載された電子メールアドレス宛てに選定結果を通知する。

なお、後日最終受託候補者についてのみ鈴鹿市上下水道局ウェブサイトにおいて公表する。

イ 選定結果その他選定についての異議申立ては、受け付けない。

## 1 3 契約

### （1）協議等

ア 鈴鹿市上下水道局と受託候補者は、業務委託の公告及びこの募集要項並びに

受託候補者の企画提案に基づき、業務委託の契約に係る仕様を協議して決定する。

イ 鈴鹿市上下水道局と受託候補者は、アの仕様に基づき、速やかに随意契約の  
手続による契約締結の協議を行う。

ウ 鈴鹿市上下水道局と受託候補者との間で契約の締結に至らなかった場合は、  
次順位の者から順に受託候補者とし、契約に係る協議等を行う。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、鈴鹿市契約規則（昭和  
41年鈴鹿市規則第18号）第27条第1項各号のいずれかに該当するときは、契  
約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(3) 前払金

契約金額の10分の3を超えない範囲で協議により決定する。

(4) 支払

原則精算払とし、部分払については協議により決定する。

(5) その他留意事項

ア 業務委託は、原則第三者への再委託は認めないものとする。ただし、委託業  
務の一部であって、鈴鹿市上下水道事業管理者に申請し、承認を受けたときは、  
この限りでない。この場合において、再委託業者について、全ての責任を負う  
こととする。

イ 契約金額について、見積金額を超えることは認めない。

#### 1.4 失格

参加事業者が次に掲げるいずれかの場合に該当したときは、選定結果にかかわら  
ず既に決定した事項を取り消し、失格とすることがある。

(1) 参加申込書、企画提案書及びこれらの添付書類の作成に関して不正があった  
場合

(2) 第5項各号に掲げる参加資格要件のいずれかを満たさないことが判明した  
場合

(3) 選定の公正性又は公平性を害する行為があった場合

#### 1.5 事実と異なる書類等の取扱い

(1) 提出された書類、参加資格、提案内容等に事実と異なることが判明した場合  
は、その内容を委員会が審査し、その取扱いを決定する。

(2) 委員会は、必要に応じて当該参加事業者に対し、その内容についてヒアリン  
グを行うことがある。

(3) 審査の結果、その内容が重大又は悪質であると認められた場合は、既に決定

した事項を取り消すことができる。

#### 1 6 その他留意事項

- (1) 提出された書類は、提出期限後の差替え、追加等を認めないこと。
- (2) 提出された書類は、必要に応じて複製することがあること。
- (3) 提出された書類は、返却しないこと。
- (4) 提出された書類は、鈴鹿市情報公開条例（平成 13 年鈴鹿市条例第 29 号）その他法令に基づき、公開することがあること。
- (5) 業務委託の提案に係る費用は、提案者の負担とすること。契約締結の協議により契約の相手方とならなかった場合についても、また同様とすること。
- (6) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、全て提案者が負うこと。

#### 1 7 担当部署

〒510-0253

鈴鹿市寺家町 1170 番地

鈴鹿市上下水道局 水道施設課 施設グループ

電話： 059-368-1679

FAX： 059-368-1686

Eメール： [suidoshisetsu@city.suzuka.lg.jp](mailto:suidoshisetsu@city.suzuka.lg.jp)